様式第38号（第36条第５号関係）（表面）

懲戒免職等処分を受けるべき行為に関する報告書

秋田県市町村総合事務組合管理者　様

第15条第３項

秋田県市町村職員の退職手当に関する条例　第16条第４項　の規定により、次のと

第17条第２項

第18条第７項

おり報告します。

令和　　年　　月　　日

構成団体長　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 該当者 | 氏名 |  | 特別職・一般職・消防職・単労職・企業職・医療職・その他(　　　　　　) |
| 職員番号 |  | 生年月日 | 　　　　年　月　日 |
| 住所 | 〒 |
| 退職時の構成団体名 |  | 退職時の職名 |  |
| 退職時の所属部署 |  | 退職時の給料月額 | 　　　　　　　　円(　　職　級　号給) |
| 採用年月日 | 　　　年　月　日 | 勤続期間 | 年　　月 |
| 退職年月日 | 令和　年　月　日 |
| 懲戒免職等処分を受けるべき行為と認められた行為の内容 |

※　裏面も必ず記載すること。

様式第38号（裏面）

|  |
| --- |
| １　特に参酌すべき情状（注１）） |
| ２　当該懲戒免職等処分を受けるべき者が占めていた職の職務及び責任（注２） |
| ３　当該懲戒免職等処分を受けるべき者の勤務の状況（注３） |
| ４　当該行為に至った経緯（注４） |
| ５　当該行為後における当該懲戒免職等処分を受けるべき者の言動（注５） |
| ６　当該行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度（注６） |
| ７　当該行為が公務に対する住民の信頼に及ぼす影響 |
| ８　その他特筆すべき事項（注７） |
| 注１　次のいずれかに該当する場合であって、特に参酌すべき情状がある場合は、その内容を記入すること。（１）正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合（２）過失（重過失を除く。）による場合（３）過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合注２　当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した非違であるかどうか等を記入すること。注３　過去に類似の行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。注４　当該行為が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか（ある場合はその内容）を記入すること。注５　当該行為による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該行為を隠蔽する行動をとった場合は、その内容を記入すること。注６　当該行為による被害や悪影響の程度を記入すること。注７　当該行為に関し特筆すべき事項がある場合は、その内容を記入すること。 |

※　この報告書には、当該行為に関する新聞記事その他参考となる書類を添付すること。